

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

インドネシアにおける外資誘致の担当機関は、インドネシア投資調整庁（BKPM：Badan Koordinasi Penanaman Modal、英語では Indonesia Investment Coordinating Board）である。同庁は1973年に大統領直轄機関として設立され、石油、ガス、金融を除いた分野での投資案件の許認可権限を有している。また、外資の便宜を図るため、外資進出に係る様々な手続を担当する政府機関の職員をBKPM事務所内に駐在させ、外資系企業の設立手続の受付窓口としている。2009年以降は中央省庁級に格上げとなった。

BKPMは、国内全34州の各地方政府の下に地方投資調整事務所を有する。また、BKPMは東京を含め海外にも事務所を有し、インドネシアへの投資に興味を持つ外国企業に対し投資手続に関する助言や投資申請書式の提供などを行っている。

2. 外資導入の概要

インドネシアの外資導入は1967年の外国投資法（1967年法律第1号）の制定で端緒が開かれた。外国投資法は、外国資本による経営を認めてその資本を保護すること、輸入関税免除などの優遇措置を認めること、利益送金や外国人技術者の雇用などについて規定していた。1994年には政令によって外資に対する規制が緩和され、外国資本100%による法人設立が認められた。

2007年には、それまでの外国投資法及び内国投資法（1968年法律第6号）に代わり内外からの投資全体を包含する投資法（2007年法律第25号）が制定された。

2019年、ジョコウィ大統領が「中国企業33社が海外へ移転。そのうち23社がベトナムへ、10社がタイ、マレーシア、カンボジアへ。インドネシアはゼロ」、「経済成長のため投資誘致促進」「問題は我々の中にある」と言及したことをきっかけに、政府内で雇用創出に関する制度一括改正（オムニバス）法の制定に向け、検討が始まった。全国各地で抗議デモが起きるなどオムニバス法制定に対する反発もあったが、2020年11月2日にジョコウィ大統領は「雇用創出オムニバス法」に署名し、正式に発効された。オムニバス法の発効により、投資法の改正については、大統領令2021年10号（ポジティブリスト）が制定され、外資規制が大きく緩和された。従前の大統領令2016年44号（ネガティブリスト）は投資禁止・規制業種が中心であったのに対し、ポジティブリストは、投資禁止・規制業種も定められているものの、主に優先業種リストのほか、投資が開放されている業種を規定するものとなっており、政府としては海外から投資を呼び込むことで雇用を創出したいという目的が表れている。

なお、雇用創出オムニバス法をめぐっては、2021年11月25日にインドネシア憲法裁判所が、立法手続に多くの不備があったとして、違憲判決を下し、今後2年以内に必要な改正が行われなければ違憲であるという「条件付違憲判決」を行った。一方で、政府は「緊急の特別な事情」については「リセッション（景気後退）やインフレ、（物価上昇と景気後退が同時に起こる）スタグフレーションといった世界情勢に速やかに対処する必要があるため」と説明しているが、今後国会で政府の是正が適切かどうか引き続き議論されていくこととなる。

3. 近年の主要な投資促進・優遇策

近年では、内資や外資の別を問わず、投資促進・優遇策が導入されている。詳細は「第9章 主要投資インセンティブ」を参照のこと。以下では、手続面の改善を中心に説明する。

(1) ワンストップサービス (PTSP)

ワンストップサービス (Pelayanan Terpadu Satu Pintu : PTSP) は、投資に関連する各省庁の許認可権限を BKPM に委譲・集中させ、各種申請から許認可取得までのプロセスを一カ所に集約する政策である。22 の省庁/関連機関が権限を委譲して、中央政府レベルのサービスが 2015 年 1 月に正式にスタートした。外国投資企業 (PMA) の工業許可、外国投資を含む商業関係の許認可などを取り扱っている。地方政府 (州・県・市) レベルでの各種許認可についてもワンストップサービスが導入されている。

なお、後述のオンライン・シングル・サブミッション (Online Single Submission : OSS) が導入され、今後、PTSP の機能は OSS に統合される計画である。

(2) オンライン・シングル・サブミッション (OSS) の改善

従来のインドネシアでは、会社登記から事業を操業開始するまでには、複数の省庁において、それぞれの許認可を取得する必要があった。この複雑な手続のために、外国投資の機会を逃していると考えたジョコ・ウィドド政権は海外からの投資を呼び込みやすくするために、これまでも投資手続の簡素化を行ってきた。その一つとして、オンライン上で投資関連の申請受付、ライセンスの発行などを一元的に行うオンライン・シングル・サブミッション (OSS) が 2018 年 7 月に導入された。しかし、許認可権限を持っている中央省庁、地方の関係官庁との連携を再構築することは容易ではなく、OSS で会社登記や取得できる許可の手続が完了していても、事業内容別に追加の許認可取得手続が必要となっていた。

2020 年 11 月に制定されたオムニバス法では、更なる投資手続きの簡素化を図り、各企業が横一線で取得する許認可ベースからリスクベースへ変更することが定められた。従来の許認可ベースでは、事業内容や業種を問わず全事業において操業するために必要な許認可取得が横一線で義務付けられていたため、煩雑な手続や確認・プロセスに長い時間がかかっていた。それに対し、新たに定められたリスクベースでは、事業のリスク度合いにより事業運営において操業を行うために必要最低限な登録手続や許認可取得のみを行い、必要な手続を大幅に簡素化した。さらに、従来は OSS 上での事業基本番号 (NIB) の登録手続が完了した後に、事業許可、環境許可、営業許可などの取得が必要だった手続が、オムニバス法により OSS 上での NIB 登録のみ手続を行えば操業が開始できるようになった。

(3) 保税地域 (Bonded Zone) と自由貿易地域 (FTZ: Free Trade Zone)

保税地域とは輸出加工区のこと。保税地域内の企業に対しては製造設備や原材料などの輸入関税、付加価値税などの諸税が免除される。また、前年の輸出など実績額の 50% を上限に、正規の輸入手続を経た上で国内向け販売を行うことも認められている。

自由貿易地域とは国が自ら指定して開発した保税地域のことで、制度上の扱いは通常の保税地域と変わらない。2022年12月時点では、シンガポール対岸にある Batam 島、Pintan 島、Karimun 島が自由貿易地域の指定を受けており、それぞれに監督庁が設置されている。日系を含む輸出向け製造企業が多数進出している。

(4) 特定の投資、特定業種・地域に対する優遇

タックスホリデー（税減免）として、パイオニア産業 18 分野（基礎金属・石油ガス・無機基礎化学など）に対する 1,000 億ルピア以上の投資に 50~100%の法人税減免が定められている。

また、タックスアローワンス（税控除）として、全国統一 1666 分野と特定地域の 17 分野については、投資額の一部の課税所得控除、減価償却期間の短縮といった法人所得税上の便宜が供与される。

(5) 経済特区（SEZ）及び経済統合開発地域（KAPET）

インドネシアは首都圏への集中是正と地方の経済発展を謳い、首都圏外の産業発展のために経済特区（Special Economic Zone : SEZ）をテコに地方開発を促進している。税制特典の付与はあくまでも既存のタックスホリデー（税減免）、タックスアローアンス（税控除）制度をベースに行われるが、非税制面では外国投資ネガティブリスト規定が適用されないという大きな特徴がある。このため、SEZ 内への投資は、認可次第で全業種において外資 100%出資が可能となる。

また、経済統合開発地域（Integrated Economic Development Zone : KAPET）への進出企業は、保税地区と同等レベルの税制面の優遇を受けることができ、機械設備の耐用年数を短縮できる、加速度償却が認められている。